

事務連絡  
平成 27 年 8 月 26 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

D P C 制度への参加又は D P C 制度からの退出に係る届出について

標記について、D P C 制度への参加又は D P C 制度からの退出を希望する病院は、「D P C 制度への参加等の手続きについて」（平成 26 年 3 月 27 日付け保医発 0327 第 2 号。以下「制度参加通知」という。）において定める届出様式を、地方厚生（支）局医療課長を經由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとされています。

今般、平成 27 年 8 月 26 日に開催された中央社会保険医療協議会において標記に係る手続き等が了承されたことに伴い、下記のとおり届出を受け付けることとしますので、受付期間内において貴管下の病院から提出される届出について、取りまとめの上、当課あてご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出の受付期間について

平成 27 年 9 月 1 日（火）から平成 27 年 9 月 30 日（水）（必着）

2. 対象となる病院と提出が必要な届出書について

- ① D P C 準備病院であって、平成 28 年度診療報酬改定時に D P C 対象病院になることを希望する病院は、「D P C 制度への参加に係る届出書」（別紙 1）を提出すること。
- ② D P C 対象病院であって、平成 28 年度診療報酬改定時に D P C 制度からの退出を希望する病院は、「D P C 制度からの退出に係る届出書」（別紙 6）を提出すること。
- ③ D P C 対象病院又は D P C 準備病院以外の病院であって、平成 28 年度診療報酬改定時に D P C 準備病院となることを希望する病院は、「D P C 準備病院届出書」（別紙 11）を提出することとし、必要に応じて「D P C 準備病院届出書（別紙）」（別紙 12）を併せて提出すること。

※ ①の病院については、当該病院が制度参加通知第 1 の 1（2）①及び②に定める基準を満たしていることを確認いただきますようお願いいたします。

※ 別紙はいずれも制度参加通知に定める別紙を指します。



【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課  
包括医療推進係 柳田、杉山  
TEL：03-5253-1111（内線：3155）

(別紙1)

## D P C 制度への参加に係る届出書

参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）

- 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っている。<sup>(※1)</sup>
- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- 「D P C 導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。
  - 入院診療データ及び外来診療データを提出できる。
- 調査期間1か月当たりの（データ/病床）比が0.875以上となる見込みである。
- 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。

当院は、上記基準のすべてを満たしているので、届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1	担 当 者 2
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E - m a i l		

(注意事項)

※1 7対1入院基本料、10対1入院基本料とは、A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びA105 専門病院入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料をいう。

(別紙6)

## D P C 制度からの退出に係る届出書

(退出理由)

当院は、上記理由により、D P C 制度から退出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※1 本退出届を直前に予定している診療報酬改定の6か月前までに提出した病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出する。(診療報酬改定の前々月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。)
- ※2 DPC対象病院の基準について猶予期間(3か月)を超えてもなお基準を満たせない病院は、猶予期間終了後速やかに本退出届を提出することとし、当該病院は3か月の猶予期間を超えた月の3か月後の初日にDPC制度から退出する。(3か月の猶予期間を超えた翌月初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。)
- ※3 DPC対象病院等の合併又は分割後のDPC制度への継続参加が認められなかった病院は、速やかに本退出届を提出することとし、合併又は分割年月日にDPC制度から退出する。また、DPC制度への継続参加が認められた病院が合併又は分割時点及び合併又は分割後の継続参加の基準を満たしていない場合は、本退出届を提出すること。基準を満たしていないことが確認された月の4か月後の初日にDPC制度から退出する。
- ※4 通常の場合によりDPC制度から退出した病院(診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出した病院)は、次回診療報酬改定までの間、「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
- ※5 DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合によりDPC制度から退出した病院(第1の1の(2)に定めるDPC対象病院の基準のうち、①、②及び④を満たさないことによりDPC制度から退出した病院に限る。)は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
- ※6 DPC対象病院等の合併又は分割後のDPC制度への継続参加が認められなかった病院、DPC制度への継続参加が認められた病院が合併又は分割時点及び合併又は分割時点後の継続参加の基準を満たしていない場合によりDPC制度から退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加しなければならないものとする。ただし、当該調査期間中にA100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又はA105 専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
- ※7 本退出届は、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。

## D P C 準備病院届出書

参加基準（該当する項目の□をチェックすること。）

- 7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っている。<sup>(※1)</sup>
- 現在、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていないが、当該基準を満たすべく計画を策定している。<sup>(※2)</sup>
- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
- A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。<sup>(※2)</sup>
- 「D P C 導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。
- 入院診療データを提出できる。
- 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。

当院は、上記基準のすべてを満たしているので、届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1	担 当 者 2
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
E - m a i l		

(注意事項)

- ※1 7対1入院基本料、10対1入院基本料とは、A100 一般病棟入院基本料、A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びA105 専門病院入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料をいう。
- ※2 現在、7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていないが当該基準を満たすべく計画を策定している病院、又はA207 診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、別紙12「DPC準備病院届出書（別紙）」に必要事項を記載し、本届出書に添付すること。
- ※3 DPC準備病院の募集期間等については、中央社会保険医療協議会の了承を得た上で、厚生労働省ホームページにおいて周知を行うため、留意すること。

(別紙 12)

## D P C 準備病院届出書 (別紙)

保険医療機関名：

所在地住所：

1. 7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定していない場合、当該基準を満たすための計画を記載すること。

7対1又は10対1入院基本料の届出予定日	平成 年 月 日

2. A207 診療録管理体制加算を算定していない場合、同等の診療録管理体制の具体的な内容及び当該基準を満たすための計画を記載すること。

A207 診療録管理体制加算の届出予定日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ※1 計画の期限を含めて計画を策定すること。
- ※2 計画等が変更になった場合には、速やかにその内容を申し出ること。
- ※3 7対1又は10対1入院基本料の届出を行っており、かつ、A207 診療録管理体制加算の届出を行っている場合は、本別紙の提出は不要。